

## 緑化助成事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会都市緑化推進事業助成金交付要綱第18条の規定に基づき公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会(以下「協会」という)が行う「緑化助成事業」の実施について必要な事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、敷地において緑化を行うものに対し、費用の一部を助成することにより、民有地緑化の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 緑化 地面や人工的につくった植栽基盤に植物を植えることをいう。
- (2) 植栽基盤 植物の生育基盤である土壌または土壌の機能を有する部分をいう。
- (3) 助成事業 助成金の交付の対象となる事業をいう。
- (4) 助成事業者 助成事業を行う者をいう。
- (5) 助成金 協会が交付する助成金をいう。
- (6) 敷地 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (7) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物をいう。
- (8) 道路 公衆用道路で幅員4m以上のものをいう。
- (9) 地上緑化 地上において行う緑化をいう。
- (10) 壁面 建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をいう。
- (11) 壁面緑化 壁面において行う緑化で、登はん型、下垂型、壁面基盤型の3種とする。
- (12) 樹木 高木と低木をいい、タケ類を含む。高木とは、緑化時の樹高が1.0m以上のものをいい、低木とは、緑化時の樹高が1.0m未満のものをいう。
- (13) 地被植物 芝やササ類等の地面を面的に覆う植物をいう。
- (14) つる性植物 つる等を出して壁面に吸着し、又は何かに巻きついて登はんまたは下垂して成長する植物をいう。
- (15) 構造物 道路と植栽された植物の間に設置されるブロック塀や柵等をいう。ここでは、道路から植物を見た場合に、植物を完全に隠してしまうものをいい、植物を隠さない状態で設置される格子柵等は含まない。隠さない状態とは、道路側から無理なく植物等が見通せる状態であることとする。
- (16) 可動式植栽基盤 植栽基盤のうち、プランターやコンテナ等の容器に土壌等を入れて使用するものをいう。
- (17) 生垣 緑化時の樹高1.0m以上の樹木を間隔0.5m以内で列植したものをいう。
- (18) 誘引資材 つる性植物を壁面に沿って育成させるために設置する資材をいう。

(19) 保護材 地被植物を自動車の踏圧から保護するためのブロック等をいう。

#### (助成の対象)

第4条 理事長は、次の各号に該当する緑化を行う者に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(1) 福岡市内の民有地で、地目は宅地とする。所有権、地上権等の権限を有する土地または管理者の同意を得た土地であること。ただし、緑化工法、緑化資材、住宅展示等の営業、建築物等の販売を目的とした緑化事業は除く。

(2) 道路から植物が見え、かつ該当道路境界から6m以内の場所に緑化面積5㎡以上新たに行う緑化（既存緑化の移植は対象外）であること。

(3) 本助成事業以外に緑化に関する助成を受けていないこと。

(4) 法令等により緑化を義務づけられている場合は、その基準を超える部分の緑化を助成の対象とする。

(5) 同一の敷地において、すでに本助成事業を受けた者には、助成金を交付しない。

2 助成金の交付の対象となる緑化の基準は、別表1に定めるものとする。

3 緑化面積は別表2に定める基準に基づき算出するものとする。ただし、緑化面積は地被植物等が植栽された面積及び樹木、生垣の樹冠投影面積とし、重なる部分は重複して計上できないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は助成の対象としない。

(1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体

(2) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

#### (期限)

第5条 助成を受けることができる緑化事業は、申請時に未着工で同一年度に完成するものとする。

#### (助成金の額)

第6条 助成金の額は、緑化施工費用の2分の1に相当する金額（1㎡当たり1万円を限度）とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とし、助成額の総額は20万円を限度とする。

2 助成対象となる緑化施工費用は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、既存のものを流用する場合の材料費や、工事を申請者自らが行う場合の工事費は対象外とする。

(1) 植物及び土壌、肥料、支柱等の材料費

(2) 緑化工事費

(3) 壁面緑化の誘引資材及び灌水施設等の材料費及びその工事費

(4) (1) から (3) を対象とする諸経費

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、事業着手に先立ち、同一年度の2月15日までに関係書類を添えて助成金交付申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。ただし、2月15日が土曜日または日曜日に当たるときは直前の金曜日とする。

(助成金交付の決定)

第8条 理事長は、助成金の申請があった場合は、申請書類の審査及び現地調査等を行い、適正であると認められた場合は、速やかに助成金交付を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 助成事業者は、事業内容の変更が生じた場合は、速やかに事業内容変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 理事長は、助成事業者から提出された申請内容を確認し、適当であると認められた場合は、速やかに事業内容変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、同一年度の3月23日までに関係書類を添えて事業実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、3月23日が土曜日または日曜日に当たるときは、その日の前において最も近い国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日でない日とする。

(助成事業の確認と助成金の確定)

第11条 理事長は、助成事業者からの報告に基づき、事業実績調査確認書(様式第6号)により調査確認し、適合すると認められたときは、助成金の額を決定し、助成金確定通知書(様式7)により助成事業者に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 助成金は、助成事業の完了後交付するものとする。

(維持管理義務)

第13条 助成事業者は、事業完了後、最低5年間は良好な樹木等の育成管理に努め、撤去してはならない。

2 前項の規定による期間中に、助成事業者が、やむを得ず当該事業により整備した樹木等を維持管理できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出たうえで、本要領に適合し、かつ当該事業により整備した樹木等と同等以上の緑化面積を確保しなければならない。

3 助成事業者は、事業実施年度から5年後の年度末に維持管理報告書(様式第8号)により当該事業により整備した樹木等の維持管理状況について、理事長に報告しなければならない。

4 理事長は、前項の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業により整備した樹木等が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するべく維持管理がなされているかどうかを調査確認しなければならない。

(助成金の返還等)

第14条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要領または助成金の交付の条件に違反したとき。

(助成事業者の変更等)

第15条 助成事業者は、その後の事情変更により助成事業者の変更を行う必要があるときは、助成事業者変更承認申請書(様式第9号)により理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請について助成事業者変更決定通知書(様式第10号)により、助成事業者の変更を承認することができる。

(その他)

第16条 この要領の施行については、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会都市緑化推進事業助成金交付要綱の考え方による。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「まちなみ緑化奨励事業実施要領(平成16年10月15日施行)」は廃止する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する

附則

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附則

- 1 この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 助成金交付の対象となる緑化の基準

共通事項	緑化手法	定義	基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する土地に施すもので、かつ当該道路境界から6m以内の場所に施される緑化であること。</li> <li>・緑化面積5㎡以上新たに行う緑化であること。</li> <li>・緑化する植物は健全なものであること。</li> <li>・一年性植物や野菜類は含まない。</li> </ul>	地上緑化	地上において行う緑化。	<p>ア. 使用する植物は樹木及び地被植物とする。</p> <p>イ. 植栽基盤と道路との間に構造物がある場合、道路から構造物の天端までの高さが1.5m以下でなければならない。</p> <p>樹木で緑化する場合、植栽基盤から構造物の天端までの高さが樹高の半分以下でなければならない。</p> <p>地被植物で緑化する場合は、植栽基盤から構造物の天端までの高さは0.2m以下でなければならない。</p> <p>ウ. 可動式植栽基盤は対象外とする。</p>
	壁面緑化	壁面において行う緑化で、登はん型、下垂型、壁面基盤型の3種とする。	<p>ア. 登はん型、下垂型は多年性つる性植物を1m当たり3本以上列植すること。</p> <p>イ. 壁面基盤型は基盤面積の3分の1以上緑化しなければならない。</p> <p>ウ. 植栽基盤として可動式植栽基盤（容量50リットル以上）の使用も可能とする。</p>

別表2 緑化面積の算出

地上緑化	<p>①単木で緑化する場合には、樹木ごとの緑化時の樹冠投影面積を算出することとし、その面積を合計したものを緑化面積とする。また、緑化面積は、次の表により簡易に算出する。</p>											
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">高木</td> <td>緑化時の樹高 3.0m以上</td> <td>3.0㎡</td> </tr> <tr> <td>緑化時の樹高 2.0m以上 3.0m未満</td> <td>1.5㎡</td> </tr> <tr> <td>緑化時の樹高 1.0m以上 2.0m未満</td> <td>0.5㎡</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>緑化時の樹高 0.4m以上 1.0m未満</td> <td>0.2㎡</td> </tr> </table>	高木	緑化時の樹高 3.0m以上	3.0㎡	緑化時の樹高 2.0m以上 3.0m未満	1.5㎡	緑化時の樹高 1.0m以上 2.0m未満	0.5㎡	低木	緑化時の樹高 0.4m以上 1.0m未満	0.2㎡	
高木	緑化時の樹高 3.0m以上		3.0㎡									
	緑化時の樹高 2.0m以上 3.0m未満		1.5㎡									
	緑化時の樹高 1.0m以上 2.0m未満	0.5㎡										
低木	緑化時の樹高 0.4m以上 1.0m未満	0.2㎡										
ただし、簡易に算出した緑化面積と現地の状況が著しく異なる場合には、												

	<p>別途現地の状況を勘案して算出する。また、タケ類等の樹高に比べて樹冠投影面積が著しく小さい場合は、基本的に直下の樹高規格の面積で算出する。</p> <p>②緑化時の樹高 0.4m未満の樹木及び地被植物の場合は、植栽基盤の面積を基本として緑化面積を算出するが、株物もしくはポット物の場合、1株当たり 0.04 m<sup>2</sup>で算出する。</p> <p>③生垣状（緑化時の樹高 1.0m以上の樹木を間隔 0.5m以内で列植したものに緑化する場合は、緑化延長に 1mを乗じた面積とする。</p> <p>④駐車場を地被植物で緑化する場合、地被植物で緑化した面積が駐車場の面積の 3分の1以上であれば、駐車場の面積を緑化面積とする。地被植物で緑化した面積が 3分の1に満たない場合は、地被植物の面積のみを緑化面積とする。</p>
壁面緑化	<p>①登はん型、下垂型の緑化面積は、緑化延長に 1mを乗じた面積とする。（緑化時に高さが 1 m に満たないもの、1mを超える場合も一律 1mを乗じる。）</p> <p>②壁面基盤型の緑化面積は、植栽基盤の面積とする。</p> <p>③壁面緑化の延長が建築物壁面の延長を超える場合は、建築物壁面の延長を上限として算出する。</p> <p>④緑化した部分が上下に重なる場合は重複して面積を算出しない。</p>